



編集・印刷  
独立行政法人國立印刷局

- 
- 編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局
- ## 目 次
- ### 〔最高裁規則〕
- 大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則 (最高裁二)
- ### 〔省 令〕
- 地方税法施行規則及び地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令 (総務一〇八)
  - 財務省組織規則の一部を改正する省令 (財務五二)
  - 学校教育法施行規則の一部を改正する省令 (文部科学二八)
  - 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働九五)
  - 雇用対策法施行規則の一部を改正する省令 (同九六)
  - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同九七)
- ### 告 示
- 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件 (法務三七三)
- 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件 (財務二五二)
- 平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件 (同二五三)
- 関税暫定措置法別表第一の六第八項に係る物品についての平成二十三年度における輸入数量に基づく特別緊急關稅の発動日を告示する件 (同二五四)
- 平成二十二年度の標準報酬月額修正率を定める件 (厚生労働二六一)
- 雇用対策法施行規則第一条の四第五項の規定に基づき厚生労働大臣が変更する自動変更対象額を定める件 (同二六二)
- 平成二十二年度の標準報酬月額修正率を定める件 (厚生労働二六一)
- 雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき厚生労働大臣が変更する控除額を定める件 (同二六三)
- 保安林の指定をする件 (同二六四)
- 雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき厚生労働大臣が変更する利税率を定める件の一部を改正する件 (同二四四)
- 農業改良資金融通法第九条第四項の規定に基づき 農林水産大臣が定める利税率を定める件の一部を改正する件 (農林水産一四三三～一四五〇)

〔最高裁規則〕

目次

- 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの輸入数量を告示する件（財務二五二）

○平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件（同二五三）

○平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同二五四）

○関税暫定措置法別表第一の六第八項に係る物品についての平成二十三年度における輸入数量に基づく特別緊急關稅の発動日を告示する件（同二五五）

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国土交通二一、一一一）

○平成二十二年度の標準報酬月額修正率を定める件（厚生労働二六一）

○雇用対策法施行規則第一条の四第五項の規定に基づき厚生労働大臣が変更する自動変更対象額を定める件（同二六二）

○雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき厚生労働大臣が変更する控除額を定める件（同二六三）

○保安林の指定をする件（農林水産一四三三一～一四四〇）

○農業改良資金融通法第九条第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一四四一）

○計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によつて指定製造事業者の指定の効力を失つた件（同一七三）

○工業標準化法第三十二条の規定に基づき認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があつた件（同一七四）

○信号符字を点附した件（国土交通八〇〇）

○信号符字を取り消した件（同八〇一）

○船舶国籍証書を無効とした件（同八〇二）

○登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（同八〇三）

○気象庁予報警報規程の一部を改正する件（気象庁九）

○航路標識に関する件（海上保安庁一六一～一六四）

○人事異動

(厚生労働省、厚生労働省・経済産業省)  
省  
国家試験

日本工業規格  
(厚生労働省、厚生省)

23

諸事項

適格機関投資家に関する公告、財団、  
経済上の連携の強化に関する日本国  
とメキシコ合衆国との間の協定附属  
書一の日本国の表において関税の譲  
許が一定の額を限度の基準として定  
められている物品の輸入額、金融商  
品取引業者営業保証金取戻し、前払  
式支払手段発行者の発行保証金に係  
る仮配当表、前払式支払手段発行者  
の発行保証金に係る権利の実行に関  
する意見聴取会、無縁壇場等改葬、  
入札公告の取消関係

人事異動

〔叙位・叙動〕

九 入札公告の取消關係  
（以下次のページへ続く）

財務省組織規則の一部を改正する省令  
財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)  
の一部を次のように改正する。

別表第三境の項中「雲南省 八東郡」を「雲南市」に改める。

別表第九松江の項中「八東郡」を削る。

#### 附 則

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

○文部科学省令第二十八号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百九十三条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日 文部科学大臣 高木 義明

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一百六十七条 学校教育法第二百九十三条第三項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体であつて、当該専門職大学院の課程に係る分野について評価を行うもののうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告することとする。

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第九十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)第四条第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

厚生労働大臣 細川 律夫

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十年労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

(昭和五十年労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

#### 附 則

(施行期日) 1 この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に設けられている地方開発事業団については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第九十六号

雇用対策法(昭和四十一年法律第二百三十二号)第十九条第一項の規定に基づき、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日 厚生労働大臣 細川 律夫

雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の四第三項中「四千二百四十円」を「四千六百四十円」に、「一万二千二百二十円」を「一万一千七百四十円」に改め、同条第五項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改め、同条第七項中「一千三百六十九円」を「千二百九十五円」に改め、同条第八項中「平成十六年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

#### 附 則

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に係る就職促進手当の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第九十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第二百四号)第十四条

第二項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第二百四号)第十四条第二項の届出については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第九十九号

この省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

厚生労働大臣 細川 律夫

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
省令  
公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第七号の一部を次のように改正する。

(昭和四十一年法律第五十三号)第七号の一部を次のように改正する。

この告示は、平成二十三年八月一日から効力を及ぼす。

#### 附 則

(施行期日) 1 この告示は、平成二十三年七月二十九日から効力を及ぼす。

2 次の二号を加える。

一 当該指定届出機関(患者を三百人以上収容する施設を有する病院であつて、その診療科名中に内科及び外科を含むもののうち、都道府県知事が指定するものに限る。)に係る前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症の患者に係るものにあつては、当該患者が入院を要しないと認められる場合

二 当該指定届出機関に係る疑似症指定区分の疑似症の患者に係るものにあつては、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合

三 第七条第二項中「事項は」の下に「前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものについて前項第一号の指定届出機関が届け出る場合にあっては診断した患者に係る集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無並びに脳波検査その他の急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項とし」を加え、「原因」を「原因」に改める。

#### 附 則

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十三年九月五日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」と

施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

第三条 都道府県知事は、施行日前においても、この省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

厚生労働大臣 細川 律夫

第一号の規定による指定をることができる。

告 示

○法務省告示第三百七十三号

公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第七号の二第一項の規定により、次に掲げる公証人に

電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十三年八月一日から効力を及ぼす。

平成二十三年七月二十九日

法務大臣 江田 五月  
東京法務局所属 平林 延一  
千葉地方法務局所属 小口 哲男  
広島法務局所属 由良 卓郎

○財務省告示第二百五十一号

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第二十六号)第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

○財務省告示第三百七十三号

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第二十六号)第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

○財務省告示第三百七十三号

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第二十六号)第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

○財務省告示第三百七十三号

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第二十六号)第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

		表第一の六の項目名別	
		輸入数	量
八	七	六	三トン
		一〇・一トン	一八・七トン